



平成 2 3 年 度

総 会 資 料

日時 平成 2 3 年 7 月 2 2 日 (金)

14 : 30 ~ 16 : 30

場所 ホテルセントノーム京都

(京 都 市)

世界連邦宣言自治体全国協議会

総 会 次 第

開 会

1 あいさつ 会長（山崎善也・綾部市長）

2 祝 辞 世界連邦推進日本協議会長

3 議 事

第1号議案 平成22年度事業報告について

第2号議案 平成22年度収支決算報告及び会計監査報告について

第3号議案 平成23年度事業計画（案）について

第4号議案 平成23年度収支予算（案）について

第5号議案 世界連邦推進事業交付金制度（案）について

第6号議案 役員人事（案）について

報 告 事 項 事務局人事について

4 研修会（講演）

講師：世界連邦21世紀フォーラム代表、木戸寛孝氏

演題『世界連邦運動の21世紀におけるミッション』

“戦後まもなく始まった世界連邦運動も21世紀を迎え大きく変容してきています。近年の具体的な取り組みを紹介しながら、各自治体で宣言された世界連邦の崇高な理念をいま一度、皆さんと共に再考してみたいと思います”（木戸氏）

閉 会

第1号議案

平成22年度事業報告

1 情報・啓発資料の提供

世界連邦運動への関心を深め運動の推進を図るため、世界連邦運動協会発行の『Newsletter』や『自治体協新聞“いま ひとつの世界を”』を加盟自治体等に配布。

2 宣言自治体の活動促進

宣言自治体に世界連邦運動の理念を普及するため『自治体協新聞』などで各地域での活動を積極的に展開するよう働きかけた。

また活性化に向けたアンケート調査を行い、結果を同新聞で報告。地道な活動の継続が必要と考える自治体が多いことなどを伝えた。

【各自治体の活動状況】

武蔵野市（東京都）

▽憲法月間記念講演会・憲法にちなんだ書道と絵手紙作品表彰＝5月15日

▽平和施策懇談会設置＝5月20日（平成23年1月答申）

▽写真パネル展「昭和19年から始まった武蔵野の空襲と広島・長崎の原爆」＝8月2日～17日

▽非核都市宣言平和イベント（音楽と講演のつどい・アニメ映画上映・すいとん作り体験など）＝8月7日

▽世界連邦運動協会武蔵野支部50周年記念式典・祝賀会＝11月14日

▽写真パネル展「武蔵野の空襲」＝11月19日～25日

▽市民フォーラム（長崎市長講演・被爆ピアノ演奏など）＝11月20日

▽世界連邦運動協会武蔵野支部小中学校ポスター作文コンクール表彰＝2月13日

三鷹市（東京都）

▽みたか平和のつどい（「戦没者追悼式並びに平和祈念式典～世代をこえて平和を考える日～」での献花）＝8月15日

▽小学生の作品による「平和カレンダー」に世界連邦賞を贈呈

▽世界連邦運動協会三鷹支部の啓発用メモ帳700部作成

小金井市（東京都）

▽ビデオ放映会・原爆写真パネル展＝8月4日～9日

▽平和行事参加の旅＝8月5日～6日

▽非核平和映画祭＝8月14日

▽第5回平和講演会＝8月29日

▽自治体職員1人100円募金＝1月27日～2月16日

焼津市（静岡県）

- ▽NPT再検討会議へ市長出席、焼津市民73,997人の核廃絶を求める署名を
同会議の議長へ提出＝5月2日～9日
- ▽第五福竜丸事件6.30市民集会＝6月30日
- ▽第1回焼津平和賞授賞式＝6月30日
- ▽焼津平和賞記念シンポジウム＝11月17日

大津市（滋賀県）

- ▽平和祈念展～恒久平和を願って～（平和祈念ピアノコンサート、原爆被災資料展
示など）＝8月18日～22日

宇治市（京都府）

- ▽「平和の絵」（小・中学生を対象に平和へのイメージや願いを描いた絵を募集、
展示・感想文集表紙起用）＝6月1日～7月31日
- ▽平和図書展（テーマ：語りつがれる戦争の記録）＝8月1日～15日
- ▽小・中学生広島派遣（被爆体験講話の聴講と原爆の子の像へ千羽鶴の奉納。平和
記念資料館見学、平和記念式典への参加など）＝8月5日～6日
- ▽平和写真展（原爆写真資料、小・中学生「平和の絵」、歴代平和訪問団写真パネ
ル・「広島訪問新聞」展示）＝8月10日～26日
- ▽平和ロビーコンサート（出演：オリオン）＝8月13日
- ▽市民平和の集い「今に伝える戦争の記録・平和の音色」（被爆ピアノコンサート、
映画「ヒロシマ ナガサキ」）＝8月14日
- ▽第48回宇治市民平和祈念集会（平和の像への献花、小・中学生広島訪問団員に
よる「核兵器廃絶平和都市宣言」朗読、黙祷）＝8月15日
- ▽小・中学生広島派遣の感想文発行（平和への願いも新たに一第21集一）＝2月
- ▽平和啓発DVD貸し出し（小・中学生向けDVD・図書）＝3月

亀岡市（京都府）

- ▽平和のコスモス園事業（平和の歌を通じて交流する岡山・亀岡両市の中学生が歌
詞に出てくるコスモスを平和のシンボルとして観光園などに種をまき平和交流を
PR）＝7月上旬種まき～9月上旬開花
- ▽“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅（小学生親子らが被爆体験談を受講、折鶴を原
爆の子の像に捧げる）＝7月25日～26日
- ▽平和祈念式典（毎年開催の「平和祭」行事の中心的事業として平和台公園平和塔
前で挙行政）＝8月7日

田原本町（奈良県）

- ▽平和パネル展（テーマ：大阪空襲）＝8月6日～11日

綾部市（京都府）

- ▽中東和平プロジェクトin綾部（イスラエル・パレスチナと日本の青少年の交流、
市制施行60周年記念事業）＝7月23日～27日
- ▽綾部市民平和祈願の集い（世界連邦旗等掲揚、平和の鐘打鳴、黙とう、合唱等）
＝8月15日

▽終戦記念日正午のサイレン吹鳴・黙とう呼び掛け＝８月１５日

▽世界連邦推進綾部市小中学生ポスター作文コンクール作品募集＝７月～９月

▽市民バラ園（市制施行６０周年記念事業。世界連邦マークをかたどった花壇を整備し“アンネのバラ”など１０００本を植樹した。管理する「綾部バラ会」発足）＝１０月オープン

▽平和と環境の日記念・地球市民の集い（世界連邦推進綾部市小中学生ポスター作文コンクール表彰式・優秀作品展示、平和祈念ライブ・平和への大合唱）＝１０月３１日

▽元旦国旗掲揚式（ボーイスカウトの恒例行事に参加し世界連邦推進事業基金への募金活動）＝１月１日

▽自治体職員１人１００円募金＝１月～３月

３ 世界平和と難民救済のための自治体職員１人１００円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、外務省の後援を受けて自治体職員による１００円募金を実施した。国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に各３３０万円を寄託。今回はともに東日本大震災の被災地へ送られた。

- ・募金自治体数 １３５団体
- ・募金総額 ６，６８２，９１７円

４ 会議の開催等

（１）常任理事会・理事会及び総会

開催日 平成２２年９月１０日（金）

場 所 京都センチュリーホテル

審議事項 ア 平成２１年度事業報告及び収支決算（監査）報告について
イ 平成２２年度事業計画及び収支予算について
ウ 役員・事務局人事について

事例発表 中東和平プロジェクトの取り組みについて
平成２１年度＝金沢市（資料配布）
平成２２年度＝綾部市

（２）中東和平プロジェクトへの参加

開催日 平成２２年７月２３日（金）～２７日（火）

場 所 綾部市ほか

内 容 中東和平プロジェクトin綾部
イスラエル・パレスチナと日本の青少年の交流事業

５ 各種事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第３９回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援。

応募総数 ポスター 2, 164点 (196校)
 作 文 1, 499点 (83校)
 合 計 3, 663点

6 世界連邦推進日本協議会への参加

国内の世界連邦関係団体で構成する「世界連邦推進日本協議会」に参加。協議会の活動に協力。（自治体協会長＝日本協議会副会長、同副会長＝同協議会理事）

7 世界連邦日本大会への参加

札幌市で開催された第29回世界連邦日本大会に参加。

開催日 平成22年10月22日（金）

場 所 札幌サンプラザ コンサートホール

参加者 約230人

講 演 講師：カナダマギル大学教授 太田雄三氏

 演題：カナダから送る世界連邦運動の応援歌

パネルディスカッション

テーマ：世界連邦の実現 日本の役割を考える

コーディネーター：世界連邦・北海道代表

日色無人氏

パネリスト：世界連邦運動協会副会長

日下部禧代子氏

世界連邦日本国会委員会事務局長

塩浜 修氏

世界連邦日本宗教委員会・人類愛善会副会長

稲垣裕彦氏

富良野市世界連邦宣言を進める会会長

島 強氏

第 2 号議案

平成 2 2 年度収支決算報告書

(自) 平成 2 2 年 4 月 1 日

(至) 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

収 入 総 額 1, 7 0 0, 2 9 3 円

支 出 総 額 1, 0 9 4, 0 3 1 円

差 引 6 0 6, 2 6 2 円

差引残額 6 0 6, 2 6 2 円は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長、山 崎 善 也

平成22年度収支決算内訳

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
負担金	913,000	894,000	△ 19,000	4府県 43市区 13町 計60自治体
繰越金	796,153	796,153	0	前年度から
雑収入	20,047	10,140	△ 9,907	預金利子 自治体協新聞購読料
合計	1,729,200	1,700,293	△ 28,907	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	増減	備考
事務消耗品費	100,000	49,874	△ 50,126	総会資料 封筒作成費 等
通信費	150,000	43,050	△ 106,950	郵便・電報料
事業費	250,000	281,758	31,758	難民募金事務経費
会議費	250,000	211,134	△ 38,866	理事会・総会会場費
旅費・交通費	530,000	261,360	△ 268,640	世界連邦推進日本協議会理事会 世界連邦日本大会
情宣費	250,000	117,775	△ 132,225	自治体協新聞作成発行 世界連邦ニュースレター購読・広告
負担金	150,000	109,080	△ 40,920	世界連邦日本大会
予備費	49,200	20,000	△ 29,200	尾崎弔堂記念事業協賛金
合計	1,729,200	1,094,031	△ 635,169	

監 査 報 告 書

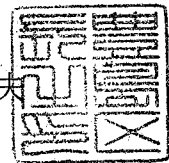
平成22年4月1日から平成23年3月31日までの世界連邦宣言自治体全国協議会に関する監査を平成23年6月22日、7月14日に実施しました。

当協議会の監査について、関係書類（入金証拠書類、支出帳票類等）の閲覧、照合、照会等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

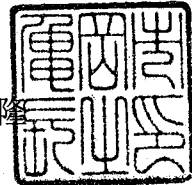
平成23年6月22日

監事 豊島区長 高野之夫



平成23年7月14日

監事 亀岡市長 栗山正隆



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」

平成22年度収支決算書

収入	募 金 総 額	6, 6 8 2, 9 1 7 円
	前年度繰越金	1 3 4, 7 8 2 円
	合 計	6, 8 1 7, 6 9 9 円
支出	振込手数料(募金)	2 8, 4 8 0 円
	〃 (寄託)	3 3 0 円
	合 計	2 8, 8 1 0 円
	差 引	6, 7 8 8, 8 8 9 円

募金寄託先・寄託金額

国連UNHCR協会	3, 3 0 0, 0 0 0 円
日本ユニセフ協会	3, 3 0 0, 0 0 0 円
合 計	6, 6 0 0, 0 0 0 円

残額188,889円は翌年度に繰り越す。

【備考】中東和平基金

前年度末現在高	1, 7 6 5, 7 1 3 円
当年度中増減	3 3, 5 0 0 円 (絵本『平和の種』販売)
	2 8, 3 8 4 円 (綾部プロジェクト残金)
	2 2 9 円 (預金利息)
当年度末現在高	1, 8 2 7, 8 2 6 円



「世界連邦推進事業基金」に(平成23年度設置)

世界連邦宣言自治体全国協議会 難民・飢餓救済募金 集計表

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	稚内市	37,653	福井県	鯖江市	34,324	鳥取県	三朝町	2,012
	倶知安町	15,100	山梨県	市川三郷町	12,310	島根県	大山町	13,067
	知内町	9,661	長野県	富士河口湖町	21,665		浜田市	70,004
	釧路町	18,033		箕輪町	16,818	岡山県	斐川町	1,900
	別海町	31,307		南箕輪村	7,656		岡山市	441,196
	広尾町	2,200	岐阜県	上松町	6,701		倉敷市	91,855
宮城県	利府町	23,232		岐阜県	952		津山市	33,610
秋田県	にかほ市	18,775		羽島市	12,059		笠岡市	54,020
山形県	天童市	42,092		土岐市	4,008		高梁市	44,329
福島県	福島県	1,001		下呂市	56,600	広島県	備前市	54,300
	桑折町	13,305	静岡県	輪之内町	5,722		矢掛町	4,380
茨城県	茨城県	710		七宗町	6,770		広島市	292,436
	阿見町	32,610		焼津市	89,382		大竹市	17,463
群馬県	伊勢崎市	2,300	愛知県	藤枝市	129,505		江田島市	29,712
	みなかみ町	20,433		下田市	23,478	徳島県	府中町	38,507
埼玉県	川越市	32,913	三重県	扶桑町	5,211		神石高原町	11,454
	北本市	30,037		設楽町	1,336	愛媛県	小松島市	16,695
千葉県	成田市	117,600	滋賀県	伊賀市	1,000		松山市	193,110
東京都	千代田区	114,000		大津市	91,286		八幡浜市	40,410
	文京区	88,150		彦根市	57,589		新居浜市	86,434
	渋谷区	133,327		近江八幡市	29,394		伊予市	49,221
	豊島区	109,687	京都府	愛荘町	2,000	高知県	四国中央市	60,515
	板橋区	272,561		京都府	247,951		高知県	2,590
	武蔵野市	79,695		福知山市	84,168	佐賀県	嬉野市	20,300
	青梅市	67,044		綾部市	33,758		吉野ヶ里町	12,423
	小金井市	50,988		宇治市	70,568	長崎県	諫早市	58,510
	福生市	42,398		宮津市	16,280		平戸市	33,522
	羽村市	34,034		亀岡市	82,864		松浦市	31,228
	瑞穂町	23,657		向日市	18,423		五島市	61,724
神奈川県	茅ヶ崎市	95,895		京丹後市	95,464		西海市	6,868
	海老名市	4,632		南丹市	39,560		南島原市	58,651
	南足柄市	27,761		木津川市	44,794		時津町	11,044
	二宮町	22,802		久御山町	25,400		波佐見町	8,987
	大井町	9,852		京丹波町	4,538		佐々町	9,720
	湯河原町	15,998	大阪府	豊中市	347,592	熊本県	小国町	14,000
新潟県	長岡市	6,018	兵庫県	兵庫県	603,581		苓北町	10,549
	加茂市	13,200		洲本市	32,287	宮崎県	串間市	30,450
富山県	富山県	1,753		丹波市	21,791		高千穂町	22,096
	射水市	20,159	奈良県	朝来市	45,138	鹿児島県	日之影町	7,826
	立山町	16,784		桜井市	12,226		垂水市	26,007
石川県	七尾市	48,474	和歌山県	五條市	33,053		曾於市	32,479
	小松市	19,862		橋本市	60,180		いちき串木野市	29,059
	輪島市	28,031		有田市	43,631		奄美市	52,303
	野々市町	29,567		上富田町	16,000		南九州市	2,100
	志賀町	36,655		那智勝浦町	15,402	沖縄県	南城市	21,490
(太字=協議会加盟自治体			3,989,166			計	135	6,682,917

第 3 号 議 案

平成 2 3 年度事業計画—(案)—

日本における世界連邦運動は尾崎行雄、湯川秀樹ら多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され、65年の歴史を刻んできた。

世界連邦運動は、恒久平和を切望する日本国民の心からの叫びであり、この願いと努力の結果、戦後60年の時を経て平成17年8月の国会決議の中で「世界連邦実現への道の探求」が盛り込まれるに至ったところである。

世界は東西冷戦の終結後も、民族紛争や地域間紛争が多発し、また戦争やテロの脅威と緊張も去らず、多くの犠牲者や難民が発生するという憂慮すべき状況に及んでいる。“平和の世紀”と期待される21世紀において、深刻化する地球環境問題への対応とともに世界恒久平和の実現は喫緊の課題となっている。

わが国が東日本大震災による未曾有の国難ともいえる事態に立ち向かう中、世界連邦宣言を行った全国の自治体でつくる当協議会は、すべての加盟団体の団結と結束により世界平和の確立に向けて一層積極的な活動を展開する。

1 世界連邦思想の普及

- (1) 世界連邦運動の情報提供のため世界連邦運動協会が発行する『世界連邦 Newsletter』を購入、配布する。
- (2) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を推進する。
- (3) 世界連邦宣言自治体の活動に関する情報交換を行う。
- (4) 『自治体協新聞“いま ひとつの世界を”』を発行する。

2 世界連邦宣言自治体の活動促進

- (1) 各宣言自治体に世界連邦の輪を広げるため、講演会などの活動を積極的に実施するよう働きかける。
- (2) 各宣言自治体の連携を強化するため、宣言自治体や関係団体が協力しブロック単位で普及啓発活動を実施するよう働きかける。
- (3) 世界連邦宣言自治体の活動促進を図るため、総会をブロック単位に全国で開催できるよう努める。(別表参照)
- (4) 世界連邦思想の基礎となる国際理解や国際協力を推進するため、国際交流や海外援助等を積極的に実施するよう各自治体に働きかける。
- (5) 世界連邦思想を普及するため、各自治体の広報紙などへ世界連邦宣言自治体全国協議会の活動を掲載するよう働きかける。
- (6) 国会決議を受けて憲法改正の際にも「世界連邦」を国是とする運動を展開するとともに、外務省への政策提案活動を展開する。

3 世界連邦宣言自治体全国協議会の活性化

平成22年度に行ったアンケート調査の結果を踏まえるなどして、新たな取り組みを導入・展開する。

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を創設し、加盟自治体が行う世界連邦・平和関連事業の活性化に役立てる。従前の「中東和平基金」を「世界連邦推進事業基金」とし、併せて加盟自治体から寄せられる世界平和・難民救済募金の一部を積み立て、当該交付金等の財源に充てる。
- (2) 協議会のホームページを開設し、世界連邦思想の普及と協議会活動のPRを図るとともに、他の平和関係団体との連携（リンク）を進める。
- (3) 当協議会の会議等に出席する条件整備として、予算運用規定に基づき旅費の支給を行う。

4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本UNICEF協会へ寄託するとともに、加盟自治体から寄せられる募金についてはその一部を世界連邦推進事業基金に積み立て、加盟自治体が行う平和・世界連邦関連事業に活用する。

5 関係団体との連携促進

- (1) 世界連邦都市宣言世界本部（WCM）の加盟団体としてその活動に協力する。
- (2) 国内の世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及啓発等に協力し合う。

【参考】第30回世界連邦日本大会 in 東京

「ポスト3・11時代に求められる人類のグローバル・ミッション」

日時 2011年11月13日（日）10:00～17:00

場所 政策研究大学院大学（東京都港区）

主催 世界連邦推進日本協議会

（実行委員会：世界連邦21世紀フォーラムほか）

後援 外務省ほか

参加費 一般3,000円／学生2,000円

プログラム（抄）

午前＝第1部 歴史・理念

城 忠彰（広島修道大学教授）

山脇直司（東京大学教授）

午後＝第2部 基調講演

ウィリアム・ペイス（WFM世界政策研究所専務理事）

第3部 シビル・パワーが世界を変える

川崎 哲（ピースボート共同代表）

鬼丸昌也（テラ・ルネッサンス代表）

犬塚直史（元参議院議員）

〔別表〕

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成 2 年 福 島 市＝平成 8 年
関 東	渋 谷 区＝昭和 5 6 ・ 6 2 ・ 平成 7 年 文 京 区＝昭和 6 1 年 横 浜 市＝平成 元 年 武蔵野市＝平成 1 0 年 千代田区＝平成 1 3 年 小金井市＝平成 2 0 年
中 部	金 沢 市＝昭和 5 5 ・ 平成 1 9 ・ 2 1 年 蒲 郡 市＝昭和 6 0 年 焼 津 市＝平成 4 年
近 畿	大 津 市＝昭和 5 4 年 綾 部 市＝平成 5 ・ 1 2 年 京 都 市＝平成 1 5 ・ 1 8 ・ 2 2 ・ 2 3 年 (主催 1 5 宇治、1 8 亀岡、2 2 ・ 2 3 綾部)
中 国	岡 山 市＝昭和 5 1 ・ 5 2 ・ 5 3 ・ 6 3 ・ 平成 6 ・ 1 6 年 広 島 市＝昭和 5 7 年 高 梁 市＝平成 1 1 年
四 国	新居浜市＝昭和 5 9 年 徳 島 市＝平成 1 4 ・ 1 7 年
九 州	長 崎 市＝昭和 5 8 ・ 平成 3 年 熊 本 市＝平成 9 年

(昭和 5 1 年以降)

第4号議案

平成23年度収支予算(案)

(自) 平成23年4月 1日
(至) 平成24年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減額	備考
負担金	953,000	913,000	40,000	2県 48市区 17町 1村 計68自治体
繰越金	606,262	796,153	△ 189,891	前年度から
繰入金	250,000	0	250,000	世界連邦推進事業基金から
雑収入	738	20,047	△ 19,309	預金利子等
合計	1,810,000	1,729,200	80,800	

■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	増減額	備考
事務消耗品費	100,000	100,000	0	総会資料 等
通信費	100,000	150,000	△ 50,000	郵便料 等
事業費	250,000	250,000	0	難民募金事務経費
会議費	250,000	250,000	0	理事会・総会会場費、参加経費
旅費・交通費	250,000	530,000	△ 280,000	事務局旅費
情宣費	600,000	250,000	350,000	自治体協新聞作成発行 世界連邦ニュースレター購読・広告 ホームページ開設・管理運営
負担金	150,000	150,000	0	世界連邦日本大会等
積立金	100,000	0	100,000	世界連邦推進事業基金に
予備費	10,000	49,200	△ 39,200	
合計	1,810,000	1,729,200	80,800	

世界連邦推進事業基金（平成23年度設置）

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
0	1,927,826	250,000	1,677,826

当年度積立：1,827,826（中東和平基金から）

100,000（協議会会計から）

当年度取崩：250,000（事業費＝難民募金事務経費に）

第5号議案

世界連邦推進事業交付金制度~~（案）~~について

世界連邦推進事業交付金要綱を次のように定める。

世界連邦推進事業交付金要綱

（趣旨）

第1条 世界連邦宣言自治体全国協議会規約第3条に定める目的を達成するために加盟自治体が行う事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において世界連邦推進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

（交付対象事業）

第2条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1）「世界連邦」を標榜している事業

（2）この交付金を受けていることを表示していること

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等を受けている事業は、対象外とする。また、同一の事業を継続的に交付の対象とするものではない。

（交付対象経費）

第3条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に直接必要な経費であって、実支出額から事業の実施により得られた収入及び寄付金その他の収入を控除した額とする。

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、交付対象経費の10分の10以内とし、限度額を500千円とする。ただし、国外との交流を主とする事業については、この限りでない。

（交付申請）

第5条 交付金を受けようとする自治体の長（以下「自治体の長」という。）は、事業実施年度の前年12月末までに世界連邦推進事業交付金申請書（別記様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添えて会長に提出するものとする。ただし、申請期限について、会長が特に認めたときは、この限りでない。

（交付の内定等）

第6条 会長は、提出された交付申請書等の内容を審査し、副会長と協議の上、交付対象事業と交付金の額を内定するものとする。

2 会長は、前項により交付を内定した場合は、その旨を自治体の長に内示するも

のとする。

(事業内容の変更)

第7条 自治体の長は、前条により内定された事項を大幅に変更する必要がある場合には、速やかにその旨を会長に報告し、事前に承認を受けるものとする。

(実績報告及び交付金額の確定)

第8条 自治体の長は、交付対象事業完了後速やかに世界連邦推進事業実績報告書（別記様式第2号）に事業実績書及び収支計算書等を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の実績報告書等を受けて交付金の額を確定し、その旨を自治体の長に通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第9条 自治体の長は、前条により確定された交付金の請求書（別記様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の請求書受領後速やかに交付金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

世界連邦宣言自治体全国協議会
会長 様

自治体の長 印

年度世界連邦推進事業交付金申請書

（ 年度において世界連邦推進事業交付金を受けたいので、世界連邦推進事業交付金要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付金申請額 円

2 添付書類

- （1）事業計画書（別紙1）
- （2）収支予算書（別紙2）
- （3）その他参考となる書類等

(別紙1)

事業計画（実績）書

事業の名称	
事業費	円（うち交付対象経費 円）
実施期日	
実施場所	
事業の目的	
事業の概要	

(別紙2)

収支予算(計算)書

事業名

(単位 円)

収入	区分	予算額	収入済額	明細
	交付金			
	合計			
支出	区分	予算額	支出済額	明細
	合計			
差引				

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

世界連邦宣言自治体全国協議会
会長 様

自治体の長 印

世界連邦推進事業実績報告書

年 月 日付け 世連自協第 号により交付金の内示を受けた世界連邦推進事業について、世界連邦推進事業交付金要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付金申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支計算書（別紙2）
- (3) その他参考となる書類等

別記様式第3号（第9条関係）

世界連邦推進事業交付金請求書

金 _____ 円也

年 月 日付け 世連自協第 号により確定された世界連邦推進事業交付金を上記のとおり請求します。

年 月 日

世界連邦宣言自治体全国協議会
会長 様

自治体の長

印

振込先

金融機関	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

第6号議案

役員人事(案)について

世界連邦宣言自治体全国協議会 役員名簿

(平成23年7月22日)

役職	自治体 (都道府県)	首長	備考
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也	
副会長	武蔵野市 (東京都)	邑上守正	
	金沢市 (石川県)	山野之義	平成22年12月10日就任
監事	豊島区 (東京都)	高野之夫	
	亀岡市 (京都府)	栗山正隆	
常任理事	小金井市 (東京都)	佐藤和雄	平成23年4月27日就任
	青梅市 (東京都)	竹内俊夫	
	焼津市 (静岡県)	清水泰	
	宇治市 (京都府)	久保田勇	
	岡山市 (岡山県)	高谷茂男	
	広島市 (広島県)	松山一實	平成23年4月14日就任
	松山市 (愛媛県)	野志克仁	平成22年11月30日就任
理事	兵庫県 (兵庫県)	井戸敏三	
	成田市 (千葉県)	小泉一成	
	福生市 (東京都)	加藤育男	
	輪島市 (石川県)	梶文秋	
	大津市 (滋賀県)	目片信	
	神戸市 (兵庫県)	矢田立郎	
	新居浜市 (愛媛県)	佐々木龍	

報告事項

事務局人事について

世界連邦宣言自治体全国協議会事務局の事務局長について、平成２３年度綾部市人事異動に伴い、世界連邦宣言自治体全国協議会の規約第２６条に基づき常任理事会の同意を得て、次のように任免した。

職 名	氏 名	摘 要
綾部市企画部 秘書広報課長	岡 垣 美 樹	世界連邦宣言自治体全国協議会事務局の事務局長を免ずる。
綾部市企画部 秘書広報課主幹	土 田 哲 生	世界連邦宣言自治体全国協議会事務局の事務局長に任ずる。

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

昭和50年11月14日改正

昭和60年10月30日改正

平成15年10月24日改正

平成21年 7月31日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。
- (4) 研究会、講習会の開催。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

第2章 役員

(役員の構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名

常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員の選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。

2 常任理事及び理事の定数、常任理事、理事及び監事の選任方法等は理事に諮って、会長がこれを定める。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。

3 常任理事は、会務の処理にあたる。

4 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。

5 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問、相談役、参与)

第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、常任理事会及び理事会において意見を述べるができる。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(開催)

第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(表決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。但し、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 常任理事会及び理事会

(招集及び議長)

第17条 常任理事会及び理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(常任理事会の組織)

第18条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事、監事をもってこれを組織する。
2 常任理事会は、一般会務及び理事会から委任された事項を審議する。

(理事会の組織)

第19条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事及び監事をもって組織する。
2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第20条 常任理事会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第22条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第23条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第24条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第25条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第26条 事務局長の任免は、会長が常任理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第27条 事務局の構成、職務分掌は、常任理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第28条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員の職にあるものは規約による役員とみなす。

別表（第22条関係）

自治体の分担金（平成2年7月31日改正）

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

世界連邦宣言自治体全国協議会 規定

世界連邦推進事業交付金要綱 運用規定（平成23年7月22日）

- 1 第1条に規定する事業の実施主体について、加盟自治体が主体となって構成する団体（実行委員会等）もこれに当たるものとする。
- 2 第3条中「交付対象事業に直接必要な経費」に含まれない経費を次に例示する。
 - （1）高額な賃金等
 - （2）高額な食糧費
 - （3）その他、他用途に転用可能な備品・消耗品等
- 3 実績報告は、事業完了後おおむね1か月以内に行うものとする。
- 4 別記様式第1号及び第2号中、「（3）その他参考となる書類等」とは、第2条に規定する要件に係る資料等をいう。

世界連邦推進事業基金設置規定（平成23年7月22日）

- 1 世界連邦宣言自治体全国協議会規約第4条に規定する事業を推進するため、世界連邦推進事業基金を設置する。
- 2 基金は、「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」のうち加盟自治体から寄せられる募金の一部及び協議会会計の一部その他の財源をもって積み立てる。なお、中東和平基金は、この基金に引き継ぐものとする。
- 3 基金は、世界連邦推進事業交付金及び世界平和・難民救済募金事務経費等の財源に充てる場合に取り崩すことができる。

予算運用規定（平成23年7月22日）

- 1 旅費は、鉄道賃、航空賃、日当及び宿泊料とし、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

区分	鉄道賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
知事、 市長等	普通料金及び急行・特急料金	3,000円	13,300円
上記以外	同上	2,200円	9,800円

- 1 鉄道賃の急行・特急料金は片道50キロメートル以上の旅行について支給する。
- 2 日当は、鉄道100キロメートル未満の旅行の場合は、定額の2分の1とする。
- 3 支給対象は1件につき1自治体1人とする。ただし知事、市長等については随行1人を可とする。

世界連邦宣言自治体全国協議会 加盟自治体

(平成23年7月22日現在)

北海道 1	神奈川県 2	大阪府 2	徳島県 2
倶知安 町	神奈川県 (休止)	豊中市	徳島市
秋田県 1	横浜市	吹田市	小松島市
東成瀬 村	石川県 6	兵庫県 3	愛媛県 4
山形県 1	石川県 (休止)	兵庫県	松山市
天童市	金沢市	神戸市	新居浜市
福島県 3	輪島市	西宮市	大洲市
福島市	川北町	奈良県 1	内子町
桑折町	内灘町	田原本町	高知県 2
国見町	宝達志水町 (休止)	和歌山県 4	高知市
埼玉県 1	山梨県 1	和歌山市	四万十町
本庄市	身延町	橋本市	鹿児島県 1
千葉県 1	長野県 1	かつらぎ町	喜界町
成田市	小諸市	湯浅町	
東京都 14	静岡県 4	岡山県 8	
千代田区	静岡県 (休止)	岡山県	
文京区	富士宮市	岡山市	
台東区	焼津市	倉敷市	
渋谷区	藤枝市	玉野市	
豊島区	滋賀県 1	笠岡市	
板橋区	大津市	和気町	
八王子市	京都府 5	早島町	
武蔵野市	福知山市	矢掛町	府県 5
三鷹市	舞鶴市	広島県 3	市区 48
青梅市	綾部市	広島市	町 18
小金井市	宇治市	竹原市	村 1
福生市	亀岡市	府中町	合計 72
羽村市			(休止) 4
瑞穂町			